

令和4年度における 所得税関係の改正について

佐藤亮也

成長と分配の好循環の実現に向けて、積極的な賃上げ等を促す観点からの給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度の拡充等及び特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充等を行うとともに、脱炭素社会を実現する等の観点から住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の見直しを行うほか、納税環境の整備、

租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることを内容とした「所得税法等の一部を改正する法律」は、国会における審議を経て令和4年3月22日参議院本会議で可決・成立し、同月31日に関係政省令とともに公布され、原則として4月1日から施行されている。

以下これらの改正内容について概要を説明する。

所得税法等の改正

1 納税地の特例等の改正（所法16等関係）

(1) 改正の内容

ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする。）を徹底する観点から、申請や届出については、その要否を不断に見直すことが必要である。変更後及び異動後の納税地については、提出された確定申告書等に記載された内容や住民基本台帳ネットワークシステムを通じて入手した納税義務者の住民票情報から課税当局において把握することが可能なことから、「所得税の納税地の変更に関する届出書」及び「所得税の納税地の異動に関する届出書」について、その提出が不要とされた。

(2) 適用関係

上記(1)の改正は、令和5年1月1日前の所得

税の納税地の変更及び異動については従前どおりとされている。

2 所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等の整備（所令61等関係）

(1) 改正の内容

① 資本の払戻しによりその株主等である個人が金銭等の交付を受ける場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる資本の払戻しを行った法人のその資本の払戻しの直前の払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を上限とすることとされた。

② 資本の払戻しを行った法人が2以上の種類の株式を発行していた法人である場合のみなし配当の額の計算の基礎となる所有株式に対